

とっとりバイオフィロントニア開放機器等予約システムの利用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、「とっとりバイオフィロントニアの施設設備及び機器の開放利用及び管理に関する規則」第14条の規定に基づき、開放機器等予約システム(以下「本システム」という。)の利用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、開放機器等とは、「とっとりバイオフィロントニア施設設備及び機器の開放及び管理に関する規則」第2条第1項第2号の研修室及び第3号の開放機器とする。

(システム利用登録申込)

第3条 本システムを利用するときは、事前に様式1号によるとっとりバイオフィロントニア開放機器等予約システム利用登録申込書(以下「利用登録申込書」という。)をとっとりバイオフィロントニア施設長(以下「施設長」という。)に提出しなければならない。

(利用登録の許可)

第4条 施設長は、利用登録申込書の提出があった時は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、本システムの利用登録を許可するものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) とっとりバイオフィロントニアの施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- (4) その他、とっとりバイオフィロントニアの施設及び設備の管理上支障があると認められるとき。

2 施設長は、前項の規定による利用登録を許可したときは、利用登録申込書の写しを利用者に交付するものとする。

(利用登録内容の変更)

第5条 利用者は、前条の許可を受けた事項を変更しようとするときは、事前に様式2号によるとっとりバイオフィロントニア開放機器等予約システム利用登録変更申込書を施設長に申し出なければならない。

2 施設長は、前項の変更の申し出を受けた時は、第4条第1項に規定する基準を満たしている場合には、変更を許可するものとする。

(利用の中止)

第6条 利用者は、本システムの利用を中止するときは、事前に様式3号により施設長に届け出なければならない。

2 施設長は、前項の届出を受理したときは、速やかに利用登録を中止するものとする。

(補償等)

第7条 公益財団法人鳥取県産業振興機構は、次の各号の損害については、一切の責めを負わないものとする。

- (1) 利用者が本システムを利用したことにより生じた利用者の損害、又は利用者が第三者に与えた損害
- (2) 施設長は、突発的な事故等による本システムの改修、運用停止、休止を利用者へ予告なしに行うことができるものとする。これに伴い利用者が本システムを利用できないことで生じた利用者又は第三者への損害

(行為の制限)

第8条 利用者は本システムにおいて、以下の行為をしてはならない。

- (1) 本システムを施設設備利用予約以外の目的で使用する事。
- (2) 他の利用者の利用者番号を不正に使用すること。
- (3) 他の個人又は団体に自己の利用者番号を使用させること。
- (4) 本システムに対して、不正な手段でアクセスすること。
- (5) 本システムに対して、故意にウィルスに感染したファイルを送信すること。
- (6) 本システムの管理及び運営を故意に妨害し、又は破壊すること。
- (7) 他の利用者の活動を妨害又は強要すること。
- (8) その他、法令等に違反すると認められること。

2 施設長は、前項の規定に違反し、又はそのおそれがある者に対しては、利用者から収集した情報の抹消、本システムの停止等必要な措置を行うことができる。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、公益財団法人鳥取県産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事長の専決により行う。

附則

この規程は、平成25年3月1日から施行する。